

国立大学法人岡山大学職務発明等取扱規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第17号

改正 平成18年3月 9日規程第21号
平成19年3月30日規程第30号
平成20年3月31日規程第 5号
平成23年3月31日規程第 6号
平成24年3月30日規程第11号
平成27年9月17日規程第93号
平成31年3月29日規程第35号
令和 2年3月27日規程第22号
令和 3年1月28日規程第 1号
令和 3年9月30日規程第91号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。以下「就業規則」という。）第63条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）に所属する職員が行った発明等の取扱いについて定め、発明者の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現し、よって発明等の創作の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- 一 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物にかかる著作権法第21条から第28条までの著作権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）に関する権利
- 二 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権の対象となる発明
 - ロ 実用新案権の対象となる考案
 - ハ 意匠権の対象となる意匠

- ニ 回路配置利用権の対象となる回路配置
 - ホ 育成者権の対象となる品種
 - ヘ プログラム及びデータベースの著作物
 - ト ノウハウ
- 三 「職務発明等」とは、法人が費用その他の支援をして行う研究等、又は法人が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員が行った発明等をいう。
- 四 「職員」とは、就業規則第2条に定める者をいう。
- 五 「発明者」とは、発明等を行った職員をいう。
- 六 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の、知的財産権に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続きをいう。
- 七 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(権利の帰属)

第3条 法人は、職務発明等にかかる知的財産権の全部又は一部を承継し、これを保有するものとする。ただし、法人は、権利化される可能性、産業上の利用可能性、権利保全費用その他の条件を勘案して、必要と認める場合は、知的財産権の全部又は一部を承継しないことができる。

第2章 届出、帰属の判定及び出願

(発明等の届出)

第4条 職員は、発明等を行ったときは、別に定める様式によって、速やかに学長に届け出なければならない。この場合において、当該発明等を行った者が複数の場合は、その当事者間において当該発明に係る貢献度を確定させた上で、当該職員のうちから代表者を選定し、当該代表者が届け出るものとする。

(発明等の審議・決定、通知)

第5条 学長は、前条の規定による届出を受理したときは、第4章に定める発明審査委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等が職務発明等に該当するかどうか、法人が当該知的財産権を承継するかどうか及び当該発明等にかかる知的財産権の持分割合を決定する。

2 学長は、前項の規定によって、当該発明等に関する決定を行ったときは、当該職員に通知しなければならない。

(譲渡書の提出)

第6条 発明者は、前条の規定により法人が承継すると決定した職務発明等にかかる知的財産権について、別に定める様式による譲渡書を学長に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第7条 職員は、第5条第1項による決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、発明審査委員会の意見を徴したうえで、異議申立ての当否を決定する。

3 学長が前項の決定をしたときは、異議申立人及び発明審査委員会に通知するものとする。

(知的財産権の出願等)

第8条 学長は、第5条の規定により法人が承継すると決定した職務発明等に係る知的財産権について、円滑かつ機動的に管理するため、出願等の手続及び設定登録後の権利維持等に係る手続に必要となる各種証明書類、委任状、承諾書等（ただし、契約書に該当する書類を除く。）の作成に係る権限を、研究推進機構知的財産本部長に委任することができる。ただし、研究推進機構知的財産本部長名で作成できる書類であっても、交付を受ける相手方が学長名での作成を希望した場合は、この限りではない。

（任意譲渡）

第9条 職員からの届出による発明等について、法人が職務発明等に該当しないと決定した場合において、職員から当該発明等にかかる知的財産権を法人に譲渡する旨の申し出があったときは、学長は発明審査委員会の意見を徴したうえで、当該知的財産権の承継の可否を決定する。

2 前項の定めにより、法人が知的財産権を承継する場合には、第6条及び前条の規定を準用する。

（共同出願）

第10条 法人と第三者が知的財産権を共有するときは、共有者が共同して出願等を行うものとする。

（制限行為）

第11条 職員は、法人が当該発明者の発明等について職務発明等でないと決定し、又は職務発明等であるがその知的財産権を法人が承継しないと決定した後でなければ、出願等をし、又は当該発明等にかかる知的財産権を第三者に譲渡し若しくは担保に供してはならない。

第3章 補償

（補償金の支払）

第12条 法人は、法人がその保有する知的財産権の実施、第三者への実施許諾又は譲渡等の処分により収益（収入）を得たときは、当該知的財産権にかかる発明等をした職員に対し発明審査委員会の審議を経て、別に定める職務発明等に対する補償金の支払要項（以下「補償金支払要項」という。）に基づき補償金を支払うものとする。

（共同発明者に対する補償）

第13条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する職員が2名以上であるときは、各自の承継前の持分に応じて支払うものとする。

（転退職又は死亡したときの補償）

第14条 第12条の補償金を受ける権利は、当該権利を有する職員が転職又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する職員が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第4章 発明審査委員会

（発明審査委員会の設置）

第15条 法人は、職務発明等に関する事項及び国立大学法人岡山大学研究成果有体物取扱規程（平成16年岡大規程第26号）第4章に定める成果有体物に関する事項を審議するため、発明審査委員会（以下「審査委員会」という。）を研究推進機構に置くものとする。

（審査委員会の職務）

第16条 審査委員会は、職務発明等に関する事項について、次の各号に該当する事項を審議し、その結果を学長に答申する。

- 一 第4条の規定により届け出られた発明等が職務発明等に該当するか否かの審査
 - 二 職務発明等の技術的評価
 - 三 知的財産権が登録の要件を具備しているか否かの審査
 - 四 知的財産権の承継の可否の審査
 - 五 出願特許の審査請求の判断
 - 六 出願特許に対する拒絶理由通知への対応
 - 七 法人の特許維持に対する評価
 - 八 補償金の支払についての審査
 - 九 その他学長が必要と認める事項
- 2 審査委員会は、成果有体物に関する事項について、次の各号に該当する事項を審議し、その結果を学長に答申する。
- 一 成果有体物の所有権の帰属の審査
 - 二 成果有体物の提供及び受入れの可否等の審査
 - 三 その他学長が必要と認める事項
- 3 審査委員会は、必要に応じ、発明者、発明者が所属する組織の長及び利害関係者から意見を徴することができる。
- 4 第1項第7号の法人の特許維持に対する評価について具体的に審議するため、審査委員会に特許管理評価専門委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 5 評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

（審査委員会の構成）

第17条 審査委員会は、次の各号に該当する者をもって構成する。

- 一 知的財産本部長
 - 二 研究推進機構職員のうち、委員長が必要と認める者
 - 三 前号以外で委員長が必要と認める者
- 2 審査委員会には委員長を置き、知的財産本部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第1項第3号の委員は、学内者又は学外者から委員長の指名に基づき、2年以内の必要な期間を定め、学長が委嘱するものとし、再任を妨げない。
- 7 職員は、委員長の許可を得て、審査委員会に出席し、意見を述べることができる。

（審査委員会の成立等）

第17条の2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 審査委員会の議事は、出席した委員の全会一致をもって決するものとする。

第5章 雑則

（秘密の保持）

第18条 発明者及び審査委員会の委員は、当該発明等の内容等の事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、法人と職員が合意のうえ公表する場合及び法人又は職員の責によることなく公知となった場合はこの限りでない。

（退職後の取扱い）

第19条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱は、この規程によるものとする。

(外国出願の取扱い)

第20条 この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関しても、準用する。

(事務)

第21条 この規程に定める事務は、研究協力部産学連携課において処理する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 岡山大学発明規則（昭和53年11月25日岡山大学規程第35号。以下「旧規則」という。）第6条第1項及び第2項に該当しないとされた発明の取扱いは、その発明にかかる権利が失効するまでの間、旧規則を準用する。

2 旧規則により国が承継した発明の取扱いについては、この規程を適用する。

3 平成16年3月31日以前に係る発明に対する補償金の取扱いは、別に定める補償金支払要項を適用する。

4 岡山大学データベース等取扱規程（平成12年12月28日岡山大学規程第9号。以下「旧データベース等取扱規程」という。）第3条第1項及び第2条により国に帰属したデータベース等については、この規程を適用する。

5 旧データベース等取扱規程第3条第3項により職員に帰属したデータベース等については、旧データベース等取扱規程を準用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に現に第17条第1項第2号及び第3号の委員である者の任期は、それぞれ改正後の第17条第5項及び第6項の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日以前に承継された発明案件にかかる出願補償金、登録補償金及び実施補償金については、補償金支払要項別表2に基づき、従前のとおり、これを支払う

ものとする。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。